

リーガルサポート支部一覧

支部名	電話番号	HP	支部名	電話番号	HP
札幌支部	011-280-7078	HP	富山県支部	076-431-9332	
函館支部			大阪支部	06-4790-5643	HP
旭川支部			京都支部	075-255-2578	HP
釧路支部	0154-41-8332		兵庫支部	078-341-8686	HP
宮城支部	022-263-6786		奈良支部	0742-22-6707	HP
ふくしま支部	024-533-7234		滋賀支部	077-525-1093	
山形支部	023-623-3322		和歌山支部		
岩手支部	019-653-6101		広島県支部	082-511-0230	
秋田支部	018-824-0055		山口支部	083-924-5220	HP
青森支部	017-775-1205		岡山県支部	086-226-0470	HP
東京支部	03-3353-8191	HP	鳥取支部	0857-24-7013	HP
神奈川県支部	045-640-4345	HP	しまね支部	0854-22-1026	
埼玉支部	048-845-8551	HP	香川県支部	087-821-5701	HP
千葉県支部	043-301-7831	HP	徳島支部	088-622-1865	HP
茨城支部	029-302-3166	HP	高知支部	088-825-3141	
とちぎ支部	028-632-9420	HP	えひめ支部	089-941-8065	
群馬支部	027-224-7771	HP	福岡支部	092-738-1666	HP
静岡支部	054-289-3999		佐賀支部	0952-29-0626	
山梨支部	055-254-8030	HP	長崎支部	095-823-4710	
ながの支部	026-232-7492	HP	大分支部	097-532-7579	
新潟県支部	025-244-5141		熊本支部	096-364-2889	HP
愛知支部	052-683-6696	HP	鹿児島支部	099-248-8860	HP
三重支部	059-213-4666		宮崎県支部	0985-28-8599	
岐阜県支部	058-259-7118		沖縄支部	098-867-3526	
福井県支部	0776-36-0016		本 部	03-3359-0541	HP
石川県支部	076-291-7070				

HP マークのある支部には  
ホームページがあります



公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート  
<https://www.legal-support.or.jp/>  
 〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号 司法書士会館  
 TEL 03-3359-0541



全国司法書士会一覧

会名	〒	事務局所在地	電話番号
札幌会	060-0051	北海道札幌市中央区南一条東1-3 パークイースト札幌2階	011-281-3505
函館会	040-0033	北海道函館市千歳町21-13 桐朋会館内	0138-27-0726
旭川会	070-0901	北海道旭川市花咲町4	0166-51-9058
釧路会	085-0833	北海道釧路市宮本1-2-4	0154-41-8332
宮城県会	980-0821	宮城県仙台市青葉区春田町8-1	022-263-6755
福島県会	960-8022	福島県福島市新浜町6-28	024-534-7502
山形県会	990-0021	山形県山形市小白川町1-16-26	023-623-7054
岩手県会	020-0015	岩手県盛岡市本町通2-12-18	019-622-3372
秋田県会	010-0951	秋田県秋田市山王6-3-4	018-824-0187
青森県会	030-0861	青森県青森市長島3-5-16	017-776-8398
東京会	160-0003	東京都新宿区四谷本塩町4-37 司法書士会館2F	03-3353-9191
神奈川県会	231-0024	神奈川県横浜市中区吉浜町1番地	045-641-1372
埼玉会	330-0063	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-16-58	048-863-7861
千葉会	261-0001	千葉県千葉市美浜区幸町2-2-1	043-246-2666
茨城会	310-0063	茨城県水戸市五軒町1-3-16	029-225-0111
栃木県会	320-0848	栃木県宇都宮市幸町1-4	028-614-1122
群馬会	371-0023	群馬県前橋市本町1-5-4	027-224-7763
静岡県会	422-8062	静岡県静岡市駿河区堀川1-1-1	054-289-3700
山梨県会	400-0024	山梨県甲府市北口1-6-7	055-253-6900
長野県会	380-0872	長野県長野市妻科399	026-232-7492
新潟県会	950-0911	新潟県新潟市中央区笹口1-11-15	025-244-5121
愛知県会	456-0018	愛知県名古屋市中区新尾頭1-12-3	052-683-6683
三重県会	514-0036	三重県津市丸之内養正町17-17	059-224-5171
岐阜県会	500-8114	岐阜県岐阜市金竜町5-10-1	058-246-1568
福井県会	918-8112	福井県福井市下馬2-314 司調合同会館	0776-43-0601
石川県会	921-8013	石川県金沢市新神田4-10-18	076-291-7070
富山県会	930-0008	富山県富山市神通本町1-3-16 エスポワール神通3F	076-431-9332
大阪会	540-0019	大阪府大阪市中央区和泉町1-1-6	06-6941-5351
京都府会	604-0973	京都府京都市中京区柳馬場通夷川上ル5丁目232番地の1	075-241-2666
兵庫県会	650-0017	兵庫県神戸市中央区楠町2-2-3	078-341-6554
奈良県会	630-8325	奈良県奈良市西木辻町320-5	0742-22-6677
滋賀県会	520-0056	滋賀県大津市末広町7-5 滋賀県司調会館2F	077-525-1093
和歌山県会	640-8145	和歌山県和歌山市岡山丁24	073-422-0568
広島会	730-0012	広島県広島市中区上八丁堀6-69	082-221-5345
山口県会	753-0048	山口県山口市駅通り2丁目9番15号	083-924-5220
岡山県会	700-0023	岡山県岡山市北区駅前町2-2-12	086-226-0470
鳥取県会	680-0022	鳥取県鳥取市西町1-314-1	0857-24-7013
島根県会	690-0887	島根県松江市殿町383番地 山陰中央ビル5階	0852-24-1402
香川県会	760-0022	香川県高松市西内町10-17	087-821-5701
徳島県会	770-0808	徳島県徳島市南前川町4-4-1	088-622-1865
高知県会	780-0928	高知県高知市越前町2-6-25	088-825-3131
愛媛県会	790-0062	愛媛県松山市南江戸1-4-14	089-941-8065
福岡県会	810-0073	福岡県福岡市中央区舞鶴2-2-23	092-714-3721
佐賀県会	840-0843	佐賀県佐賀市川原町2-36	0952-29-0626
長崎県会	850-0874	長崎県長崎市魚の町3-33 長崎県建設総合会館本館6階	095-823-4777
大分県会	870-0045	大分県大分市城崎町2-3-10	097-532-7579
熊本県会	862-0971	熊本県熊本市中央区大江4-4-34	096-364-2889
鹿児島県会	892-0823	鹿児島県鹿児島市住吉町13-1 ハーバーフロントビル4F	099-248-8270
宮崎県会	880-0803	宮崎県宮崎市旭1-8-39-1	0985-28-8538
沖縄県会	900-0006	沖縄県那覇市おもろまち4-16-33	098-867-3526



日本司法書士会連合会  
<https://www.shiho-shoshi.or.jp/>  
 〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4番37号  
 TEL 03-3359-4171 (代表)



司法書士は  
**未成年後見**  
 に取り組んでいます

リーガルサポート  
 公式キャラクター  
 ホットちゃん

エールくん

日本司法書士会連合会  
 公式キャラクター  
 しほ〜しし®

日本司法書士会連合会  
 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

## 未成年後見制度とは？

親の死亡や虐待を理由とする親権喪失などが原因で、未成年者の親権を行使する人がいなくなってしまう場合に、最後に親権を行使する者が予め遺言で指定していたケースを除き、家庭裁判所が申立てに基づき親権者の代わりとなる人として未成年後見人を選び、これにより未成年者を法的に保護し、支える制度のことです。

未成年後見人には未成年者の親族の他、司法書士・弁護士・社会福祉士といった専門職が就任します。

未成年後見人は、家庭裁判所の監督の下、親権者と同等の権限と義務を有しており、未成年者の権利を保護するという視点に立って①未成年者の生活環境や教育方針の決定、②職業（アルバイト）の許可、③医療や福祉サービスの利用手続、④未成年者の財産の管理や相続、保険金の手続などの業務を行います。

## 司法書士ができることは？

司法書士は次のことができます。

- 1 未成年後見に関する相談
- 2 未成年後見人選任申立書の作成
- 3 未成年後見人への就任 など

未成年後見制度についてもっと詳しく知りたい場合は、お近くの司法書士会またはリーガルサポート各支部へお問い合わせください。

## 1 未成年後見制度のメリット

未成年後見人が、未成年者に代理して契約をしたり、未成年者の財産を家庭裁判所の監督の下、適正かつ安全に管理したりすることで、成人後の生活のための財産を守ることに繋がります。

また、支援者として、未成年者が抱える悩みに耳を傾けたり、意見表明の支援をすることで、健全な成長を後押ししていきます。



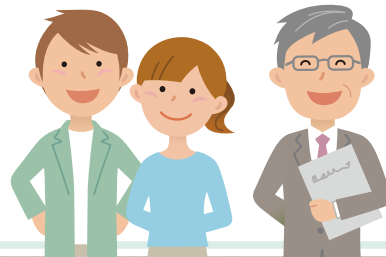
## 2 安全な生活の確保

未成年後見人は、未成年者が健康かつ安全に生活できるように支援します。また社会人として自立できるように、相談にのったりアドバイスしたりします。

未成年者と定期的に面談し、虐待や経済的搾取のない安心安全な生活を送ることができているかを確認します。

## 3 成人後のアフターケア

未成年後見人は、未成年者が成人した時点で業務が終了しますが、その後も支援者の一人として、本人から相談を受けたり、抱える問題について司法書士として対応したり、必要とされる支援先につなげるなどし、成人後の生活をサポートすることもあります。



## 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート

後見制度を担う約8900名の司法書士が所属する団体  
全国50支部



## 未成年後見人候補者名簿・ 未成年後見監督人候補者名簿に登載

- 後見制度に関連する研修を受講して名簿登載
- 2年毎に所定の研修を受けて更新

全国の家庭裁判所に  
提出



家庭裁判所

候補者名簿から  
会員を選出

法令に基づく  
業務報告



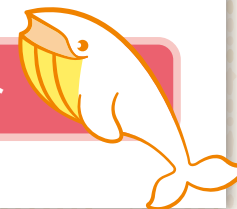
未成年後見人

執務支援  
(それぞれの業務相談に対応)

半年毎の業務報告  
(自らの業務を振り返り  
適正な後見業務を目指す)



リーガルサポート



## 未成年後見制度について動画でも紹介しています

(日本司法書士会連合会公式YouTubeチャンネル)

第1部

未成年後見って  
どんな制度？



第2部

未成年後見人選任  
の申立手続  
について



第3部

未成年後見人  
って何が  
できるの？



第4部

未成年後見制度は  
子どもにどんな  
メリットがあるの？

